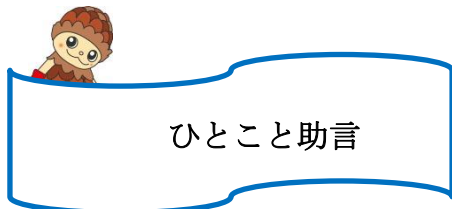


健康食品は注文していないのに損害賠償請求書？！

「5月に注文を頂いた健康食品が出来ました。代金引換で送ります」と電話があった。「注文した覚えはない」と伝えると「確かに注文をしている。代金は2万円だ。年金が入るだろう」と脅された。経済的にゆとりがないのでそんな高い健康食品を注文するはずがない。届いたらどうしたらよいか。という相談や、断ったのに健康食品が届いてしまったという相談が多数寄せられていました。



最近、差出人のない封書が届き「健康食品の注文を確認したのに発送前日に『頼んでいない』などとキャンセルされ損害金が発生した。期間内に3千円払わなければ法的手段に訴える」と書いてある損害賠償請求書が届いた。注文していないのに損害賠償請求されるのか。払わなければならないかという相談が増えています。(見守り新鮮情報169号より)



- 「注文を受けた健康食品を送る」などと電話があり「申し込んでいない」と断ったり、注文した覚えがなかったので受け取り拒否したら損害賠償請求書が郵送されたというケースがあります。
- また、事前の連絡もなく突然心当たりのない損害賠償請求書が送付されてきたケースなどがあります。
- 書類に「法的手段をとる」などと不安をあおるような脅し文句が書いてあっても、**利用した覚えのない請求は支払わないで無視しましょう。決して相手に連絡してはいけません。**
- 不安なときは、**支払いをする前**にお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。